EDINET提出書類 株式会社 富山銀行(E03565) 臨時報告書

# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 株式会社富山銀行

【英訳名】 The Bank of Toyama, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 齊 藤 栄 吉

【本店の所在の場所】 富山県高岡市守山町22番地

【電話番号】 (0766)21 - 3535 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼総合企画部長 森 永 利 宏

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市守山町22番地

【電話番号】 (0766)21 - 3535 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼総合企画部長 森 永 利 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 株式会社 富山銀行(E03565)

臨時報告書

## 1【提出理由】

平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当行普通株式1株につき金2円50銭 総額135,829,723円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

ロ その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

#### 第2号議案 株式併合の件

イ 併合する株式の種類

普通株式

ロ 併合の割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、 その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配する。

八 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日

二 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

1,200万株

#### 第3号議案 定款一部変更の件

- イ インターネットの普及を考慮し、また周知性の向上および手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告 に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定 める。
- ロ 現状、資本政策として優先株式を発行する予定がないため、株式併合に併せ、優先株式に関する規定を削除 する。
- ハ 株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株 に変更する。
- 二 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたため、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更する。

EDINET提出書類 株式会社 富山銀行(E03565)

臨時報告書

### 第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、齊藤栄吉、五十嵐郁夫、岡部一浩、橋本広典、森永利宏、塩谷信也、恒田克、折谷吉治、大村 啓三を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結 賛成割	
第1号議案 剰余金の処分の件	37,006	2,537		(注) 1	可決	86.4
第2号議案 株式併合の件	39,504	39		(注) 2	可決	92.2
第3号議案 定款一部変更の件	39,502	41		(注) 2	可決	92.2
第4号議案 取締役9名選任の件						
齊藤 栄吉	36,980	2,563		(注) 3	可決	86.3
五十嵐郁夫	39,491	52			可決	92.2
岡部 一浩	39,491	52			可決	92.2
橋本 広典	39,491	52			可決	92.2
森永 利宏	39,491	52			可決	92.2
塩谷 信也	39,491	52			可決	92.2
恒田 克	39,490	53			可決	92.2
折谷 吉治	39,482	61			可決	92.2
大村 啓三	36,982	2,561			可決	86.3

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。